

第101期中間決算公告

平成20年12月10日

鹿児島市金生町6番6号
株式会社 鹿児島銀行
取締役頭取 永田文治

中間貸借対照表 (平成20年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	58,460	預 金	2,744,062
コ ー ル ロ ー ン	10,000	譲 渡 性 預 金	71,664
買 入 金 銭 債 権	6,539	コ ー ル マ ネ ー	79,160
商 品 有 価 証 券	1,307	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	7,231
金 銭 の 信 託	11,922	借 用 金	203
有 価 証 券	963,370	外 国 為 替	213
貸 出 金	2,045,099	そ の 他 負 債	15,114
外 国 為 替	1,630	未 払 法 人 税 等	1,395
そ の 他 資 産	13,998	リ ー ス 債 務	748
有 形 固 定 資 産	53,607	そ の 他 の 負 債	12,970
無 形 固 定 資 産	5,255	役 員 賞 与 引 当 金	25
繰 延 税 金 資 産	5,411	退 職 給 付 引 当 金	385
支 払 承 諾 見 返	24,371	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	684
貸 倒 引 当 金	△ 29,199	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	564
		偶 発 損 失 引 当 金	143
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	9,990
		支 払 承 諾	24,371
		負 債 の 部 合 計	2,953,816
		(純資産の部)	
		資 本 金	18,130
		資 本 剰 余 金	11,214
		資 本 準 備 金	11,204
		そ の 他 資 本 剰 余 金	10
		利 益 剰 余 金	165,500
		利 益 準 備 金	18,130
		そ の 他 利 益 剰 余 金	147,370
		行 員 退 職 手 当 基 金	296
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	273
		別 途 積 立 金	141,297
		繰 越 利 益 剰 余 金	5,502
		自 己 株 式	△ 308
		株 主 資 本 合 計	194,537
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	9,993
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 120
		土 地 再 評 価 差 額 金	13,551
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	23,424
		純 資 産 の 部 合 計	217,962
資 産 の 部 合 計	3,171,778	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,171,778

中間損益計算書（平成20年4月1日から
平成20年9月30日まで）

（単位：百万円）

科 目	金	額
経 常 収 益		34,440
資 金 運 用 収 益	28,318	
（うち貸出金利息）	22,164	
（うち有価証券利息配当金）	5,717	
役 務 取 引 等 収 益	5,003	
そ の 他 業 務 収 益	488	
そ の 他 経 常 収 益	630	
	<hr/>	
経 常 費 用		29,389
資 金 調 達 費 用	5,010	
（うち預金利息）	3,581	
役 務 取 引 等 費 用	1,765	
そ の 他 業 務 費 用	758	
営 業 経 費	18,780	
そ の 他 経 常 費 用	3,074	
	<hr/>	
経 常 利 益		5,051
特 別 利 益		15
特 別 損 失		225
		<hr/>
税 引 前 中 間 純 利 益		4,840
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,381
法 人 税 等 調 整 額		780
		<hr/>
中 間 純 利 益		2,678

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	19年	～	50年
そ の 他	2年	～	20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。なお、要注意先債権に相当する債権において、貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引当てております。また、

当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定率法により発生翌期から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金に支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見積額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、責任共有制度に基づく信用保証協会等への負担金の支払いに備えるため、対象債権に対する予想負担率等により算定した将来の支払見積額を計上しております。

6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業

種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、キャッシュ・フローを固定するヘッジについてヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素等の相関関係を検証しております。

また、当中間期末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してございました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から6年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。なお、当中間期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失はありません。

また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準及び適用指針を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は618百万円、「無形固定資産」中のリース資産は128百万円、「その他負債」中のリース債務は748百万円増加しております。なお、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。

表示方法の変更

(中間貸借対照表関係)

「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 477百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,886百万円、延滞債権額は25,237百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は211百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は35,816百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は67,152百万円であります。
なお、2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、18,829百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	173,654百万円
担保資産に対応する債務	
預 金	20,735百万円
コールマネー	20,000百万円
債券貸借取引受入担保金	7,231百万円

上記のほか、為替決済、指定金融機関等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券58,377百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は352百万円であります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。
これらの契約に係る融資未実行残高は583,563百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが580,449百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示価格に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

ただし、適切な地価公示価格がない場合は同施行令第2条第2号に定める基準地価又は同施行令第2条第4号に定める地価税法に規定する方法により算定した価格に時点修正等合理的な調整を行って算出しております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 32,479百万円
 11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は9,585百万円であります。
 12. 1株当たりの純資産額 1,038円 3銭
 13. 国内基準に係る単体自己資本比率 13.34%

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 1,503百万円及び株式等償却 1,017百万円を含んでおります。
 2. 1株当たり中間純利益金額 12円76銭

（有価証券関係）

中間貸借対照表の「有価証券」を記載しております。

1. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

（単位：百万円）

	取得原価	中間貸借対照表計上額	評価差額
株 式	41,528	67,292	25,763
債 券	835,202	829,098	△6,103
国 債	301,784	294,150	△7,633
地方債	116,137	116,867	730
社 債	417,280	418,080	799
その他	53,207	50,108	△3,098
合 計	929,938	946,499	16,561

なお、上記の評価差額から繰延税金負債6,568百万円を差し引いた額9,993百万円を「その他有価証券評価差額金」として計上しております。

当中間期における時価のあるその他有価証券の減損処理額は、株式 1,017百万円、その他58百万円であります。

時価のあるその他有価証券の減損にあたっては、個々の銘柄の有価証券の時価が取得原価に比べて30%程度以上下落した場合は回復可能性の判定の対象とし、減損の要否を判断しております。結果として、当中間期末において有価証券の時価が取得原価に比べて30%程度以上下落した銘柄はすべて減損処理を行っております。

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

（単位：百万円）

内 容	中間貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	477
その他有価証券	
社 債	9,585
非上場株式	1,793
非上場外国証券	0
非上場その他の証券	5,015

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	10,975 百万円
その他有価証券評価差額金	5,847 百万円
減損損失	2,642 百万円
有価証券償却	1,033 百万円
減価償却超過額	559 百万円
無形固定資産償却超過額	485 百万円
役員退職慰労引当金	276 百万円
睡眠預金払戻損失引当金	228 百万円
退職給付引当金	155 百万円
未払事業税	130 百万円
繰延ヘッジ損益	83 百万円
その他	858 百万円
繰延税金資産小計	23,275 百万円
評価性引当額	△4,054 百万円
繰延税金資産合計	19,220 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△12,415 百万円
前払年金費用	△1,207 百万円

固定資産圧縮積立金	△185 百万円
繰延ヘッジ損益	<u>△1 百万円</u>
繰延税金負債合計	<u>△13,809 百万円</u>
繰延税金資産（負債）の純額	<u>5,411 百万円</u>